

平成十六年法律第百四十三号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 第一種特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
- 第三章 指定発給機関（第八条―第二十五条）
- 第四章 第一種特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条―第三十三条の三）
- 第六章 罰則（第三十四条―第四十条）

第一章 総則

第一条 この法律は、経済連携協定の適確な実施を確保するため、特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 第一種特定原産地証明書の発給等

第二条 この法律において「特定原産地証明書」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8（b）に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するための法律に基づく措置を講ずることが必要なものをいう。

第三章 指定発給機関

第三条 前条第三項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者その他経済産業省令で定める者は、経済産業大臣に対し、第一種特定原産地証明書の発給を申請することができる。

第四章 第一種特定原産地証明書の発給の決定

第四条 前項の第一種特定原産地証明書に発給するものは、第一種特定原産地証明書及び第二種特定原産地証明書をいう。

第五章 雑則

第五条 雑則（第三十条―第三十三条の三）

第六条 罰則（第三十四条―第四十条）

ための要件（当該締約国又は協定適用国（以下「締約国等」という。）において当該経済連携協定に基づく関税率を適用することに關して権限を有する当局（以下「権限ある当局」という。）のみが確認できるものを除く。）を満たすものをいう。

3 この法律において「第一種特定原産地証明書」とは、本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国等の権限ある当局に対し証明する書類であつて、経済産業大臣が発給し、又は当該経済連携協定に基づく国の事務として第八條第一項の指定発給機関が発給するものをいう。

4 この法律において「第二種特定原産地証明書」とは、本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国等の権限ある当局に対し証明する書類であつて、第七條の二第一項の規定により当該物品の輸出をしようとする者が作成するものをいう。

5 この法律において「特定原産地証明書」とは、第一種特定原産地証明書及び第二種特定原産地証明書をいう。

第二章 第一種特定原産地証明書の発給等

第三条 前条第三項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者その他経済産業省令で定める者は、経済産業大臣に対し、第一種特定原産地証明書の発給を申請することができる。

第三章 指定発給機関

第三条 前条第三項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者その他経済産業省令で定める者は、経済産業大臣に対し、第一種特定原産地証明書の発給を申請することができる。

第四章 第一種特定原産地証明書の発給の決定

第四条 前項の第一種特定原産地証明書に発給するものは、第一種特定原産地証明書及び第二種特定原産地証明書をいう。

4 発給申請者は、前項の規定により生産者が同項の資料を提出したときは、発給申請書にその

旨を記載することをもつて第二項の規定による資料の提出に代えることができる。

5 発給申請者がその申請に係る物品（前条第三項の政令で定める経済連携協定のうち政令で定めるものの締約国等に輸出されるものに限る。）の生産者でない場合には、当該発給申請者は、第二項の規定による資料の提出に代えて、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第一種原産品誓約書」という。）の交付を受け、これを経済産業大臣に提出することができる。

6 前項の第一種原産品誓約書には、同項の物品が特定原産品であることを誓約する旨及び次に掲げる事項が記載されていなければならない。

一 第一種原産品誓約書を交付する者の氏名又は名称及び住所

二 第一種原産品誓約書の交付年月日

三 物品の品名

四 その他経済産業省令で定める事項

7 第一項の申請の手続、発給申請書の様式、第三項の規定による資料の提出の手続及び第一種原産品誓約書の様式に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第四章 第一種特定原産地証明書の発給

第四条 経済産業大臣は、前条第一項の申請があつた場合には、経済産業省令で定めるところにより審査を行い、同項の物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、経済産業省令で定める標準を付した第一種特定原産地証明書を発給しなければならない。

第五章 第一種特定原産地証明書の発給の決定

2 経済産業大臣は、前項の発給に際し、第一種特定原産地証明書の発給を受ける者に、その者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六章 第一種特定原産地証明書の発給の決定

3 経済産業大臣は、前条第三項の規定により提出された資料について審査を行い、第一種特定原産地証明書を発給したときは、当該第一種特定原産地証明書の発給後速やかに、当該資料を提出した生産者（以下「証明資料提出者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知するとともに、当該証明資料提出者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

4 経済産業大臣は、前条第五項の規定により第一種原産品誓約書の提出を受けたときは、当該

第一種原産品誓約書を発給申請者に交付した者（以下「第一種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、前条第五項の規定により提出された第一種原産品誓約書について審査を行い、第一種特定原産地証明書を発給したときは、当該第一種特定原産地証明書の発給後速やかに、当該第一種原産品誓約書交付者に対し、その旨及びその年月日を通知するとともに、当該第一種原産品誓約書交付者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一種特定原産地証明書の様式及び発給、再発給その他の手続に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。（発給申請書の保存）

第五条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、発給申請者及び証明資料提出者から提出された発給申請書及び第一種原産品誓約書並びに資料を保存しなければならない。

第六条 第一種特定原産地証明書の発給を受けた者（以下「証明書受給者」という。）は、当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知つたときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に對し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号又は第三号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかつたこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該証明書受給者が提出した発給申請書の記載、資料の内容又は第一種原産品誓約書の記載に誤りがあつたことにより当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと。

三 当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があつたこと。

第七章 第一種特定原産地証明書の発給の決定

2 第四条第三項の規定により通知を受けた証明資料提出者（以下「特定証明資料提出者」という。）は、当該通知に係る証明書受給者が当該通知に係る第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後前項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を

知ったときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかつたこと。
 二 前号に掲げるもののほか、当該特定証明資料提出者が提出した資料の内容に誤りがあつたこと。

(書類の保存)

第七条 証明書受給者及び特定証明資料提出者は、第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

2 第一種原産品誓約書交付者は、第一種特定原産地証明書の発給の用に供された第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第四項第五項の規定による当該第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けなかつたときは、この限りでない。

第二章の二 第二種特定原産地証明書の作成する者の認定等

(認定)
第七条の二 第二条第四項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができる。

2 前項の認定を受けようとする者（第七条の四第一項及び第三十六條第四号において「認定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（次項及び同号において「認定申請書」という。）に、第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類その他経済産業省令で定める書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
 二 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地
 三 認定の申請に係る経済連携協定の名称
 四 前項の物品の品名
 五 その他経済産業省令で定める事項

3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定の申請の手續及び認定申請書の様式に必要事項は、経済産業省令で定める。

(欠格条項)

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者
 二 第七条の十三第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者
 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（認定の基準等）

第七条の四 経済産業大臣は、認定申請者が第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するものとして、第二条第四項の政令で定める経済連携協定ごとに経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

2 経済産業大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、認定を受けた者（以下「認定輸出者」という。）に対し、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を経済産業省令で定める方法により通知するとともに、当該認定輸出者が当該認定に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の認定の手續に必要事項は、経済産業省令で定める。

(認定の更新)

第七条の五 第七条の二第一項の認定は、経済産業省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七条の二第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

(変更の届出)
第七条の六 認定輸出者は、第七条の二第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)

第七条の七 認定輸出者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二種特定原産地証明書の作成に経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等)

第七条の八 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第二種原産品誓約書」という。）の交付を受けて第二種特定原産地証明書の作成したときは、当該第二種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付した者（以下「第二種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。

2 認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地証明書を当該証明書の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第二種原産品誓約書の作成に必要事項は、経済産業省令で定める。

(特定原産品でなかつたこと等の通知等)

第七条の九 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書の作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知つたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるときは、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明書の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

一 当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかつたこと。
 二 前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあつたこと。

三 当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があつたこと。
 2 経済産業大臣は、前項の通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

(書類の保存)

第七条の十 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書の作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明書の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

2 第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書の作成した旨の通知を受けなかつたときは、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。

(認定輸出者に対する命令)

第七条の十一 経済産業大臣は、その認定に係る経済連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に必要命令をすることができる。

(認定輸出者に対する立入検査等)

第七条の十二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定の取消し)

第七条の十三 経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七条の第三号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条の六又は第七条の七の規定に違反したとき。

四 第七条の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかつたとき。

五 第七条の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかつたとき。

六 第七条の十一の規定による命令に違反したとき。

七 不正の手段により第七条の第二項の認定(第七条の五第一項の認定の更新を含む)を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

第三章 指定発給機関

第八条 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定発給機関」という。)に、第一種特定原産地証明書の発給に関する事務(以下「発給事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定発給機関に発給事務の全部又は一部を行わせるときは、第一種特定原産地証明書の発給を受けようとする者が確実にその発給を受ける機会を確保するため必要があると認めるときを除き、当該発給事務の全部又は一部を行わなければならない。

3 指定発給機関が発給事務を行う場合における第二章の規定の適用については、第三条第一項中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関(第八条第一項の指定発給機関をいい、第九条の規定により一部の発給事務(第八条第一項の発給事務をいう。以下この項において同じ。))の区分に係る指定を受けた者、第二十条の規定により発給事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第二十一条の規定により発給事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により発給事務の一部を実施することが困難となつた者にあつては、当該物品に係る発給事務を行うことができるものに限る。以下この章において同じ。」と、同条第二項及び第五項、第四条第一項から第五項まで並びに第五条中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関」と、第三条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「当該発給申請者の申請を受ける指定発給機関」と、第六条中「経済産業大臣」とあるのは「当該第一種特定原産地証明書を発給した指定発給機関」とする。

第九条 前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、第二条第三項の政令で定める経済連携協定ごとに、かつ、経済産業省令で定める物品の区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、発給事務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一条の規定により指定を取り消された者、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第十一条 経済産業大臣は、第九条の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 当該申請に係る発給事務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定の者に支配されていないものその他発給事務の実施が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請に係る経済連携協定の円滑な実施を妨げるものでないこと。

(指定の更新)

第十二条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(変更の届出)

第十三条 指定発給機関は、その名称若しくは住所又は発給事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発給事務規程)

第十四条 指定発給機関は、発給事務に関する規程(以下「発給事務規程」という。)を定め、発給事務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 発給事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした発給事務規程が発給事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定発給機関に対し、その発給事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第十五条 指定発給機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第一種特定原産地証明書の発給に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十六条 指定発給機関の役員(法人でない指定発給機関にあつては、当該指定を受けた者。次項、第二十六条第六項及び第三十九条において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、発給事務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 発給事務に従事する指定発給機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十七条 経済産業大臣は、指定発給機関が第十条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定発給機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条 経済産業大臣は、指定発給機関が第八条第三項の規定により読み替えて適用する第四条の規定に違反していると認めるときその他発給事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定発給機関に対し、発給事務を行うべきこと又は発給事務の実施の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(経済産業大臣への報告)

第十九条 指定発給機関は、第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条第一項の規定により証明書受給者から通知を受けたとき、又は第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定により特定証明資料提出者から通知を受けたときは、経済産業大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(事務の休廃止)

第二十条 指定発給機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、発給事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、指定発給機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて発給事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十三条、第十五条、第十九条、前条又は第二十六条第五項の規定に違反したとき。

三 第十四条第一項の認可を受けた発給事務規程によらないで発給事務を行つたとき。

四 第十四条第三項、第十七条又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十条第二項の規定による求めに応じなかつたとき。

六 不正の手段により第八条第一項の指定(第十二条第一項の指定の更新を含む)を受けたとき。

二 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 指定発給機関が発給事務を行う場合における第二章の規定の適用については、第三条第一項中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関(第八条第一項の指定発給機関をいい、第九条の規定により一部の発給事務(第八条第一項の発給事務をいう。以下この項において同じ。))の区分に係る指定を受けた者、第二十条の規定により発給事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第二十一条の規定により発給事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により発給事務の一部を実施することが困難となつた者にあつては、当該物品に係る発給事務を行うことができるものに限る。以下この章において同じ。」と、同条第二項及び第五項、第四条第一項から第五項まで並びに第五条中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関」と、第三条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「当該発給申請者の申請を受ける指定発給機関」と、第六条中「経済産業大臣」とあるのは「当該第一種特定原産地証明書を発給した指定発給機関」とする。

第九条 前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、第二条第三項の政令で定める経済連携協定ごとに、かつ、経済産業省令で定める物品の区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、発給事務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一条の規定により指定を取り消された者、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第十三条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(変更の届出)

第十三条 指定発給機関は、その名称若しくは住所又は発給事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発給事務規程)

第十四条 指定発給機関は、発給事務に関する規程(以下「発給事務規程」という。)を定め、発給事務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 発給事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした発給事務規程が発給事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定発給機関に対し、その発給事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第十五条 指定発給機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第一種特定原産地証明書の発給に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十六条 指定発給機関の役員(法人でない指定発給機関にあつては、当該指定を受けた者。次項、第二十六条第六項及び第三十九条において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、発給事務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 発給事務に従事する指定発給機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十七条 経済産業大臣は、指定発給機関が第十条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定発給機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条 経済産業大臣は、指定発給機関が第八条第三項の規定により読み替えて適用する第四条の規定に違反していると認めるときその他発給事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定発給機関に対し、発給事務を行うべきこと又は発給事務の実施の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(経済産業大臣への報告)

第十九条 指定発給機関は、第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条第一項の規定により証明書受給者から通知を受けたとき、又は第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定により特定証明資料提出者から通知を受けたときは、経済産業大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(事務の休廃止)

第二十条 指定発給機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、発給事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、指定発給機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて発給事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十三条、第十五条、第十九条、前条又は第二十六条第五項の規定に違反したとき。

三 第十四条第一項の認可を受けた発給事務規程によらないで発給事務を行つたとき。

四 第十四条第三項、第十七条又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十条第二項の規定による求めに応じなかつたとき。

六 不正の手段により第八条第一項の指定(第十二条第一項の指定の更新を含む)を受けたとき。

書（物品が我が国を原産地とすること又は特定原産品であること若しくは経済連携協定に相当する他の国際約束の規定に基づき原産品とされるものであることを外国の税関当局（関税法令を執行する当局をいう。）に対し証明する書類をいう。）に第四条第一項に規定する標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
 （手数料）

第三十二条 発給申請者は、経済産業大臣の行う第一種特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定める額の、指定発給機関の行う第一種特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定めるところにより指定発給機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数を納付しなければならない。

2 前項の手数は、経済産業大臣の行う第一種特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定発給機関の行う第一種特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては当該指定発給機関の収入とする。

3 第七条の五第一項の認定の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国に納めなければならない。

第三十三条 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 農林水産大臣は、その所掌事務に係る物資に関する第一種特定原産地証明書の発給又は第二種特定原産地証明書の作成の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、経済産業大臣に対し、意見を述べることができ、

第三十三条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。
 （権限の委任）

第三十三条の三 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（経過措置）

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第一項又は第二十六条第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の二 第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者

二 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料（第三条第三項の規定により提出されたものに限る。）を提出した証明資料提出者

三 発給申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第一種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第一種原産品誓約書交付者

四 経済産業大臣に対し、第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第三十七条 証明書受給者が、第一種特定原産地証明書の発給を受けた日から第六条第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知つたにもかかわらず、経済産業大臣（当該第一種特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当該指定発給機関）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかつたときは、三十万円以下の罰金に処する。

2 認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知つたにもかかわらず、経済産業大臣（当該第二種特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当該指定発給機関）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかつたときは、三十万円以下の罰金に処する。

該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知つたにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかつたときも、前項と同様とする。

第三十七条の二 第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定発給機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項の規定により読み替えて適用する第五条の規定に違反したとき。

二 第二十条の許可を受けずに発給事務の全部を廃止したとき。

三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条から第三十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則
 （施行期日）

第一条 この法律は、日メキシコ協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第三章の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年五月一九日法律第三九号）
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年五月一九日法律第三九号）
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定により申請があつた特定原産地証明書の発給の手続については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書は、この法律による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第一項の規定により発給された特定原産地証明書とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第九条の区分に係る旧法第八条第一項の規定による指定を受けている者は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定について当該区分に係る新法第九条の物品の区分に係る新法第八条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 （その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年七月一七日法律第八四号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日